

振動規制法に基づく道路交通振動規制の区域の区分及び時間の区分

平成24年4月1日

塩竈市告示第101号

振動規制法施行規則(昭和51年総理府令第58号)別表第2備考第1号の規定による区域の区分及び同備考第2号の規定による時間の区分を次のとおり定め、平成24年4月1日から施行する。

1 区域の区分

(1) 第1種区域

塩竈市の区域のうち、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域

(2) 第2種区域

塩竈市の区域のうち、都市計画法第8条第1項第1号の近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

2 時間の区分

昼間 午前8時から午後7時まで

夜間 午後7時から翌日の午前8時まで